

2 通知日からこの政令の施行後最初に行われる新総合法律支援法第四十一条の第二項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日又は同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果の通知の日のいずれか早い日までの間における新独法等情報公開法施行令第十二条第二項第四号イ(5)の規定の適用については、同号イ(5)中「並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」とあるのは「及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第五十六条による改正前の総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第三十四条第一項の規定に基づく評価の結果」とする。

（独立行政法人造幣局法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百五十二条 整備法附則第十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第六十七条の規定による改正前の独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十五条第一項、第二項及び第五項の規定による積立金の処分については、第四十八条の規定による改正前の独立行政法人造幣局法施行令（以下この条において「旧造幣局法施行令」という。）第一条、第二条及び第四十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧造幣局法施行令第一条中「当該期間最後の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」と、旧造幣局法施行令第二条中「期間最後の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧造幣局法施行令第四条第一項中「次の中期目標の期間に」とあるのは「中期目標の期間の次の事業年度に」と、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」とする。

（独立行政法人国立印刷局法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百五十三条 整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第六十八条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十五条第一項、第二項及び第五項の規定による積立金の処分については、第四十九条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法施行令（以下この条において「旧印刷局法施行令」という。）第一条、第二条及び第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧印刷局法施行令第一条中「当該期間最後の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」と、旧印刷局法施行令第二条中「期間最後の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧印刷局法施行令第四条第一項中「次の中期目標の期間に」とあるのは「中期目標の期間の次の事業年度に」と、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百五十四条 施行日の前日において旧特定独立行政法人の職員であった者であつて引き続き施行日に第百三十四条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下この条において「新防衛省職員給与令」という。）第一条第一号に規定する職員となつたもの及びこの政令の施行の際現に旧特定独立行政法人の職員であつた者として整備法第二百七条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する整備法第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新防衛省職員給与令第十条の第二項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの者は、整備法第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

（自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百五十五条 この政令の施行前に旧特定独立行政法人の職に就いていた者に関する第百三十六條の規定による改正後の自衛隊法施行令第五十九条の五第一項ただし書の規定の適用については、その者は、当該職に就いていた間は、行政執行法人の職に就いていた者とみなす。

附則
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第百三十七条及び第百三十八条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 山本 早苗
 法務大臣 上川 陽子
 外務大臣 岸田 文雄
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 下村 博文
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 農林水産大臣 林 芳正
 経済産業大臣 宮沢 洋一
 国土交通大臣 太田 昭宏
 環境大臣 望月 義夫
 防衛大臣 中谷 元

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。
 御名 御璽
 平成二十七年三月十八日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十五号
 防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
 内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）附則第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
 防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年三月二十六日とする。

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
 御名 御璽
 平成二十七年三月十八日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十六号
 自衛隊法施行令の一部を改正する政令
 内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第五条第二項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
 第一条の三中「次条第四項」の下に「及び第五項」を加える。
 第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
 5 特別賞状又は第一級賞状を授与するときは、当該賞状を授与される防衛大学校等又は自衛隊の部隊若しくは機関に所属し、又は所属していた隊員であつて当該賞状に係る功績に貢献したと認められる者に対して、それぞれ特別部隊功績貢献章又は第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績貢献章」と総称する。）を授与する。